

初め、終末は11世紀前半である。外郭線の角材列はⅢ期に属し、この時期の築地塀の基礎地業であると考えられている。

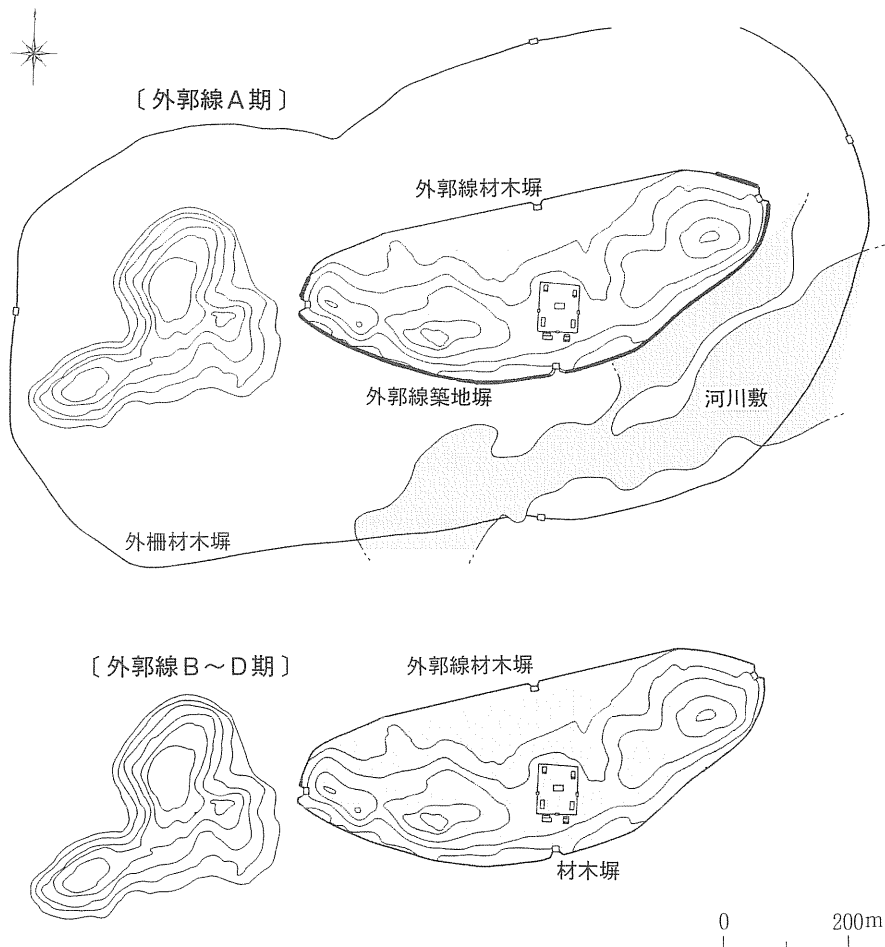
【秋田城】 秋田市寺内に所在し、標高20～50mの起伏の多い丘陵上に立置する。733年に庄内から遷置された出羽柵が発展して10世紀中頃まで営まれる。外郭線は東西・南北約550mの不整多角形で、北西部が地形の制約を受けて内側に曲折している。面積約300,000㎡。8世紀には築地塀であるが、9世紀になると材木塀に変わり、櫓状建物が新たに付設される。東門は八脚門である。

第4節 払田柵における外郭線の変遷と性格

1 政庁の変遷との対応

第1節と第2節において、外郭線と外柵の様相ならびにその変遷について述べてきた。変遷のあり方は、『払田柵跡Ⅰ－政庁跡－』における認識とは相違がある。『払田柵跡Ⅰ』の時点では、外郭東門・西門は未発見で、外郭南門が4期、外郭北門は2期の存続と考えていた。4列ある外郭線材木塀は2列1単位の2時期の仕事で、北側2列が古く、南側2列が新しいと解している。

こうした認識により、外郭線はⅠ期とⅡ期に区分された。外郭線Ⅰ期は築地塀と材木塀によって作



第160図 区画施設の変遷

られ、両者が連続する構造である。外郭線Ⅱ期は材木堀をⅠ期のその南側に移動して建て替えを行い、築地堀は崩壊した本体の中央に材木を立てたり、築地本体の作り替えや補修をしたとする。つまり、築地堀は崩壊した後も、材木堀と一体の区画施設として生かされていたとの考えである。

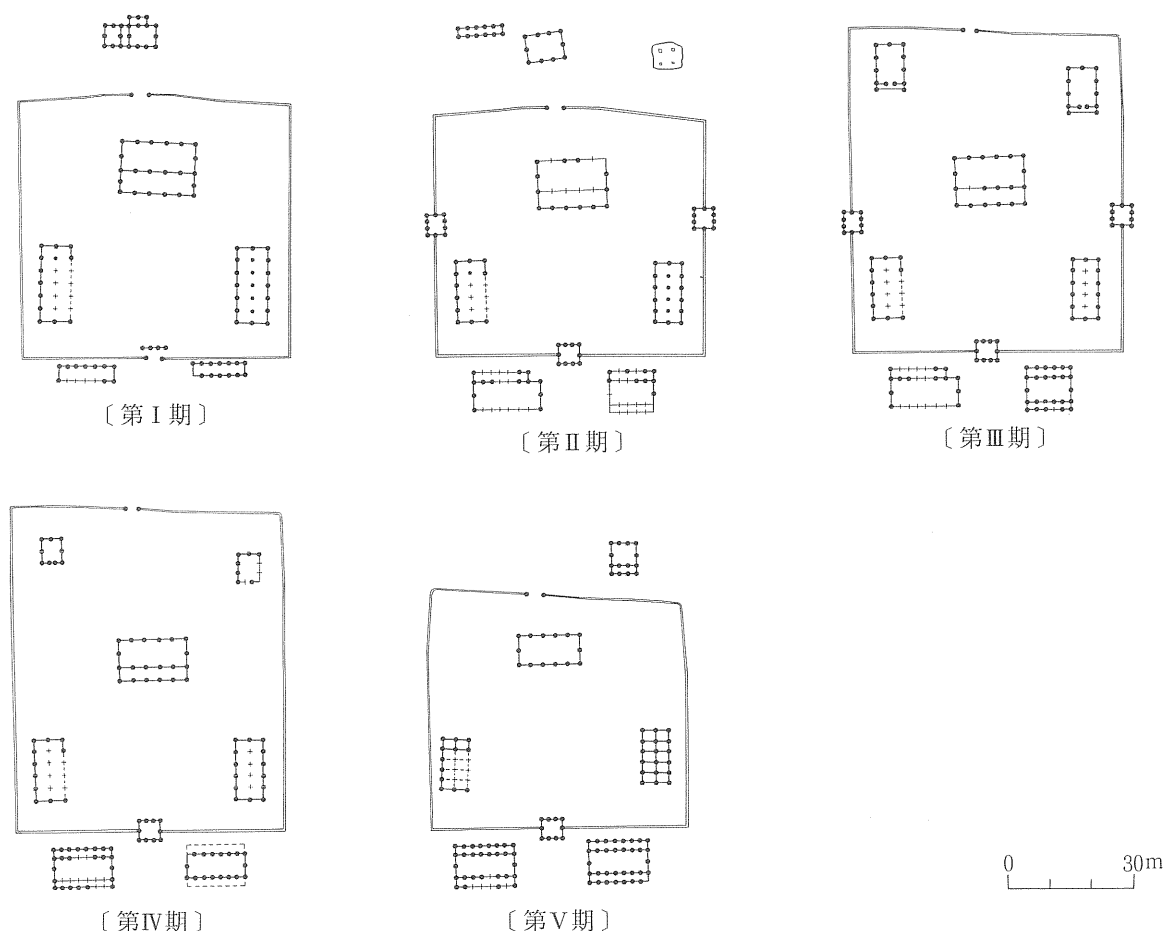
外柵については1列であるので1時期とする。しかし、外柵の存続期間と、外郭線材木堀・築地堀の存続期間には違いがなく、払田柵の区画施設は、外柵・外郭線・政庁板堀の三重構造をとり、その中で外郭域と政庁域は、政庁を中心とした複郭構造の変形とみなしている。したがって外柵も外郭線や政庁の変遷とともに終末まで区画施設として存続したとの理解である。

本書では、外郭線は全体に4期あり、築地堀はそのうちの最初の時期だけで、その崩壊後は全体が材木堀に変わること、外柵の存続は9世紀半ば頃までの短期間であり、外柵が区画施設としての維持を放棄された後は、外郭線と政庁が終末期まで存続することを述べてきた(第160図)。

このように、区画施設の変遷は『払田柵跡Ⅰ』の時点とは相違があるが、それは『払田柵跡Ⅰ』までの認識に、その後に実施した発掘調査による成果を付け加えた結果に基づいている。

政庁の変遷は5期に区分される。『払田柵跡Ⅰ』では、創建年代を8世紀末とし、9世紀前半までの政庁を第Ⅰ期とする。

〔第Ⅰ期〕 政庁域を画する板堀は63m四方の規模で、正殿、脇殿の建物規模に比して、前殿が小さ



第161図 政庁の変遷

い。9世紀前半の中ほどに一部建物の建て替えと補修がなされA・B期に2分される。

〔第Ⅱ期〕 9世紀後半から9世紀末までの政庁である。東・西前殿の規模が増大したため、板塀は南辺のみ少し北に移動する。政庁南・東・西門が建ち、一段と整備される。

〔第Ⅲ期〕 9世紀末に始まり、10世紀前葉を中心とする時期の政庁である。正殿、脇殿、政庁南・東・西門、前殿は第Ⅱ期の位置を踏襲して建て替えを行う。北辺の板塀が北に移動して、政庁域が最も広く設定される。正殿北方の東西には付属建物群が配置される。

〔第Ⅳ期〕 10世紀中葉を中心とする時期である。政庁域の規模は第Ⅲ期と同じであるが、政庁東・西門はなくなる。他の建物の平面および規模は第Ⅲ期と異なるが、構成および配置はほぼ同じである。

〔第Ⅴ期〕 10世紀後葉を中心とし、10世紀末か11世紀初頭までの政庁である。北辺・西辺の板塀が南と東に移動し、政庁域の規模が最も狭くなる。正殿から南廂が消え、東・西脇殿も一回り小さくなる。その後^(註47)に執筆された『払田柵の研究』では、年輪年代測定の結果を受け、第Ⅰ期を9世紀初頭から9世紀中頃、第Ⅱ期を9世紀中頃から907年頃、第Ⅲ期を10世紀初頭から10世紀前葉中心、第Ⅳ期を10世紀中葉を中心とする年代、第Ⅴ期を10世紀後葉を中心として10世紀末か11世紀初頭までの年代と想定している。

外郭線・外柵と、政庁の変遷との対応を考えてみたい。

外郭線直前段階と政庁第Ⅰ期の直前段階は土器によって同じ年代である。外郭線A期、政庁第Ⅰ期、さらには外柵の開始年代も全て9世紀初頭に並び、それらの終末は9世紀半ばである。外郭線B期の開始年代は政庁第Ⅱ期に対応する。外柵は第2節に記したように、9世紀後葉までには既に失われていたと推定され、その契機の一つが850年の地震による被害と河川の変化である。有効な区画施設としての存続期間を考えれば、外郭線A期との対応が想定される。

外郭線C期と政庁第Ⅲ期は907年頃に始まり、外郭線C期のうちに十和田a火山灰が降下する。

外郭線D期はこの火山灰を掘り込むので、材木塀の布掘り溝や、門、櫓状建物の柱掘形の埋土には火山灰が含まれている。そこで、政庁の変遷との対応を考える場合、政庁の第Ⅳ期・Ⅴ期建物のいずれの柱掘形に火山灰が含まれているかを知ることができれば、外郭線D期と政庁変遷との対応を明確にすることができるはずである。しかし、政庁建物の火山灰との関係は捉えられておらず、政庁の整備がなされた今日ではこのことを確認するための再調査は不可能である。

外郭線ではC期の終末年代、D期の開始年代に根拠が乏しく、この点が現状では不明確である。しかし、第Ⅳ期政庁建物が火山灰を掘り込んで建造されたものとした上で、政庁の年代観にそのまま外郭線の変遷を対応させると、D期の開始はおおよそ政庁第Ⅳ期の開始年代に近くなる。外郭線と政庁がほぼ同時に終末に至ったとの前提に立てば、政庁第Ⅴ期の幅はかなり短く考えなければならないだろう(第8表左)。

また、政庁第Ⅴ期建物が火山灰を掘り込むのであれば、外郭線C期と政庁第Ⅲ・Ⅳ期が対応し、外郭線D期と政庁第Ⅴ期が対応することになるだろう。ところが、この場合は政庁規模が最大となる第Ⅲ・Ⅳ期の幅を極めて短く設定しなければならず、少なからず無理がある。第1節で外郭線と政庁の終末を10世紀後半の古い段階とした。さらに十和田a火山灰を切る外郭線D期の開始年代は10世紀半ば以前と推定されるので、政庁との対応を考えれば第Ⅳ期と第Ⅴ期の間に設定するのが妥当と考えられる(第8表右)。

第 8 表 政庁と外郭線の変遷

政 庁		外 郭 線	年 代	政 庁		外 郭 線	年 代
第Ⅰ期	A 期	A 期	801	第Ⅰ期	A 期	A 期	801
	B 期				B 期		
第Ⅱ期		B 期		第Ⅱ期		B 期	
第Ⅲ期		C 期	907 十和田 a 火山灰	第Ⅲ期		C 期	907 十和田 a 火山灰
第Ⅳ期		D 期	917 + α	第Ⅳ期			D 期
第Ⅴ期			11世紀初頭	第Ⅴ期		10世紀後半	

2 官衙域の変遷との対応

次に外郭線・外柵と政庁のほかに、官衙域の変遷との対応を見たい。

政庁の東方には政庁域の平坦地に次いで広い面積の平坦地があり、約3,300㎡の中から、竪穴住居跡・掘立柱建物跡・板塀・土坑などが検出された。遺構を年代ごとに整理してこの平坦地の利用の変遷が明らかにされている。まず、A期直前段階には政庁や外郭線創建直前段階と同じように、創建にあたっての盛土整地地業や建物の造営工事に携わった工人のものと解される竪穴住居が4軒存在する。

〔A期〕 創建時の竪穴住居を切って掘立柱建物が2棟建造されるのがこの地の官衙としての利用の最初で、外郭線A期、政庁第Ⅰ－B期にあたる。しかし、建物に建て替えはなく、短期間で使命を終える。

〔B期〕 3軒の竪穴住居跡で仮説的なものであろう。外郭線A期、政庁第Ⅰ－B期にあたる。

〔C期〕 A期の建物の南方の位置に掘立柱建物が作られ、板塀が伴い、1回建て替えがなされる。外郭線A期からB期、政庁第Ⅰ－B期に対応が考えられる。

〔D期〕 17軒の竪穴住居跡があり、年代は9世紀後半である。外郭線B期、政庁第Ⅱ期に相当する。

〔E期〕 掘立柱建物6棟が確認される。東西・南北方向の板塀が伴い、それに区画された中に5棟の建物が並ぶ。10世紀後半～中葉頃と考えられ、外郭線C期、政庁第Ⅲ・Ⅳ期に対応する。

〔F期〕 この平坦地の西方に、南北方向の板塀を伴う掘立柱建物が1棟、東方にごく小規模な建物が1棟ある。おおよそ外郭線D期、政庁第Ⅴ期頃に位置付けられる。

このように、この地域は外郭の中では政庁域に次ぐ広さを持つ平坦地で官衙域が形成されてはいるが、遺構は極めて稀薄な上、継続性に乏しく、年代による変転が激しいことがわかる（第162図）。

このほか、第2節3に述べたように、外郭南門の東方に官衙域がある。ここでは桁行5間×梁行3間で南廂の付く掘立柱建物が9世紀初頭に建造され、1回建て替えがあるが、それ以上には継続しない。外郭線A期、政庁第Ⅰ期との対応が考えられよう。外郭南門の南西には10世紀代に入って掘立柱建物が建てられ、全6期にわたって継続する。



第162図 政庁東方官衙域の遺構変遷

以上見てきたように、払田柵跡内でこれまでに検出された官衙域は、時期ごとに見ると建物が極めて稀薄である上、変化が激しく、外郭線や政庁の変遷と明確な形での対応関係を読みとることができない。

3 秋田城・多賀城外郭線の変遷

長期にわたって存続する城柵で、政庁と外郭線の実態と変遷がかなり明確になっているものに、秋田城と多賀城がある。この2つの城柵の外郭線を見てみよう。

(1) 秋田城外郭線の変遷

秋田城の外郭線は丘陵地形により制約を受け、東西・南北各々約550mの不整形を呈し、東辺に(註48)外郭東門が開く。

〔第Ⅰ期〕 天平5年に創建された基底幅2.1mの築地で瓦葺きである。天平宝字4年頃には崩壊した。

〔第Ⅱ期〕 天平宝字年間に、Ⅰ期の築地に嵩上げて築地が再構築される。Ⅰ期と同規模であるが瓦葺きではない。8世紀末～9世紀初頭まで続く。

〔第Ⅲ期〕 9世紀初頭から後半までの外郭線で、Ⅱ期の築地の高まりを利用して布掘り地業を施した材木堀で、9世紀後半まで続く。外郭東門は掘立柱八脚門で、桁行9.6m×梁行6mの規模で、この時期の掘形は直径約3m、深さ1.7mと巨大である。

〔第Ⅳ期〕 材木堀で、元慶の乱(878年)による大火災後に構築される。材木の大きさは、一辺約20～30cmの角材である。東門は掘立柱の八脚門で桁行8.4m、梁行5.4mとⅢ期よりは規模が小さくなる。

〔第Ⅴ期〕 この時期も材木堀で、走行方向がⅢ・Ⅳ期よりずれた位置に作られる。

〔第Ⅵ期〕 幅約3mの大溝が外郭線西辺のみに検出されているが、全体にわたるものか否か不明である。

なお、第Ⅲ～第Ⅴ期には材木堀を跨ぐ形で、1間×2間の櫓状建物が付設される。また、外郭南辺では第Ⅴ期になると、2時期の布掘り溝の上に堅穴住居が検出されていて、終末期になると外郭線区画施設は消失し、政庁でも全体的な区画施設から部分的なものへと移行しつつあったことも推定されている。

要約すると、外郭線はほぼ同一位置に存続し、8世紀には築地に修復が加えられる。9世紀に入ると築地堀は材木堀に変わり、櫓状建物が付設される。材木堀も建て替えられる。

(2) 多賀城外郭線の変遷

多賀城は全体に歪んだ方形を呈し、外郭線は東辺が約1,000m、西辺が約670m、南辺約860m、北辺は約770mの長さがある。

近年、進藤秋輝氏と桑原滋郎氏によって外郭線全体の変遷が示されている。(註49) 多賀城では、政庁の調査によって第Ⅰ～第Ⅳ期までの時期区分がなされ、第Ⅰ期が養老・神亀年間の頃から8世紀中頃まで、第Ⅱ期が8世紀中頃から宝龜11年(780)年の伊治公咎麻呂の乱による焼失まで、第Ⅲ期はその復興(註51)の時期で、貞観11(869)年の大地震まで、第Ⅳ期は貞観11年から10世紀中頃までである。まず、進藤氏による変遷は次のようである。

〔第Ⅰ期〕 南辺と東辺だけに築地堀が存在し、東門は棟門、南門も簡易な門が作られる。

〔第Ⅱ期〕 南辺・東辺・北辺と西辺の丘陵部に築地堀を築造する。西辺・東辺の沖積地は解放されている。東門と南門は礎石式八脚門、西門は掘立式八脚門になる。これらは780年の伊治公咎麻呂の乱で焼失する。

〔第Ⅲ期〕 乱による火災直後には南門・東門に簡易な棟門が設けられる。その後、西門・南門は第Ⅱ期と同位置に礎石式八脚門が建設され、東門は位置を南にずらして建設されたい。9世紀初頭になると大規模な改作が実施される。東門と東辺築地堀は位置を変えて新たに建設され、東門は約80m城内に移動し、外郭築地も「コの字」に折れて門に取り付く。西門も同様に城内に移動した地点に

新たに造られる。この第Ⅲ期の段階に至って初めて沖積地に材木堀が設置され、官衙域の四至が囲われ、外郭線には櫓が取り付けく。

〔第Ⅳ期〕 貞観11（869）年の地震の復興で、西門がほぼ元の位置に戻り礎石式八脚門として建てられ、外郭線は同位置で修復される。

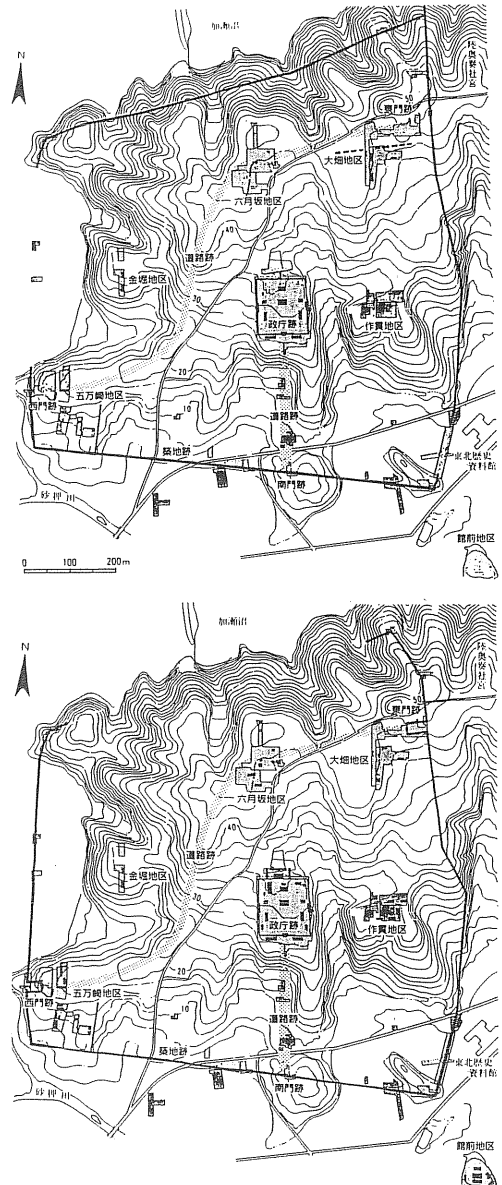
桑原氏による外郭線の変遷は、これと若干の違いがある。（163図）

〔Ⅰ・Ⅱ期〕 南辺は築地であるが、東辺の場合、南端部の低湿地には構造物がなく「素通し」となっている。西辺は南北両端の丘陵部に築地が造られるが、沖積地は東辺南端のように「素通し」である。南門はⅠ期には掘立柱式と推定されるものがあり、Ⅱ期には礎石式の八脚門に変わり、これは重層門と推定されている。東門はⅠ期には不明であるが、Ⅱ期には南門と同規模の礎石式八脚門が建設される。西門はⅠ期には掘立式の八脚門で、Ⅱ期になると同じ位置に同じ規模で建てられるが礎石式に変わる。これらの門はいずれも伊治公皆麻呂の乱で焼失する。

〔Ⅲ・Ⅳ期〕 南辺の築地はそのままであるが、北辺築地はⅠ・Ⅱ期のものが大部分崩壊して復旧されず「素通し」となる。東辺築地はやや位置を変え、40m程西に築かれる。東辺南端部は角材あるいは丸太を立て連ねた「材木堀」が造られ、初めてこの部分が遮閉される。西辺も材木堀で遮閉される。Ⅲ期には東辺築地堀の移動に伴って、東門も西に約80m移動し、築地堀が内部に曲折した位置に作られる。西門も同様である。Ⅲ・Ⅳ期には築地堀あるいは材木堀を跨いで櫓が取り付けく。

多賀城跡では、Ⅰ～Ⅳ期に区分される政庁の変遷に対応するのは、外郭の門と区画施設であり、外郭の諸官衙ではそれらに対応する大きな変化が読み取れない。しかし、外郭東門に代表される実務に関わる門については、政庁の修造のみならず、城内の諸官衙の整備と一体の動きをしたとみられることが指摘されている。^{（註52）}

多賀城の場合、外郭線は築地で造られ、地盤の軟弱な低地が材木堀で代用される。門は簡易な棟門から八脚門へ、掘立柱から礎石立ちへと充実度を増して変化する。乱や震災による破壊後も修造され、9世紀には櫓が付設される。これらは政庁の修造と一体となった動きを示す。



上 Ⅰ・Ⅱ期：奈良時代
下 Ⅲ・Ⅳ期：平安時代

『多賀城市史1』より

第163図 多賀城外郭線の変遷

4 外郭線の性格

以上に見てきたように、外郭線は築地塀や材木塀によって政庁の外方を広く囲み、その内部には官衙域が配され、必要に応じて修復を重ね、さらに櫓、溝などの付属施設を伴いながら継続する施設で、政庁とともに、創建から終末まで維持され続けた不可欠の区画施設である。^(註53)

発掘調査によって得られた城柵の構造上の特質として、1. 国府・郡家と異なって、広い地域の外周を材木塀・築地塀・土塁などの外囲施設で囲むこと 2. 国府である城柵はもちろん、そうでない城柵にも国府型の構造の政庁を設けることが挙げられる。^(註54) そのほか、多賀城などでは他の国府に先んじて瓦葺きが採用されていること、多賀城をはじめとする幾つかの城柵で、外郭の外からも官衙とみられる多数の建物群が検出されていることなども重要な事実として数えられる。^(註55)

国衙における政庁は、中央から派遣される国司が、国家権力の威信を視覚的に示す舞台であるとともに、朝儀などを通じて郡司ら在地官僚に身分秩序を示し、国家権力への服属を誓わせる場であった。それ故朝堂院とは共通性があり、儀式の場、饗宴の場、政務の場として画一性、継続性を持っていた。^(註56)

城柵における政庁は、国家と蝦夷との間における入貢ないし服属関係を再確認する場であり、城柵に国府なみの政庁があるのは、城柵が中央派遣官の駐在する国府の分身だからで、城司と蝦夷の間の服属儀礼の場として政庁が設けられた。^(註58) そこは天皇の神祕的権威を担った城司が、政務・儀式・饗宴を執り行う神聖な場であり、就中、蝦夷の朝貢とそれに伴う饗宴を強く意識した施設であった。^(註59)

要するに政庁は、主として儀礼行為を執り行うために城柵内に不可欠の施設として設けられた。城柵が蝦夷支配のための行政府であることは、構造上、政庁があることによって明確である。

しかし一方で、「軍事は政治の延長線上」^(註60) にあり、「行政と軍事は政治の二側面」^(註61) である。城柵は兵士が駐屯する征討の拠点であって、政庁や官衙域は築地塀、土塁や材木塀によって囲まれ、それには櫓や溝が伴って軍事的機能を付与された外郭線を構成した。それらによって構成される外郭線の存在は、城柵が他の地方官衙一般と区別される決定的な違いでもある。城柵が軍事的機能を合わせ持った行政府であることは、政庁の存在とその外方を広く囲む外郭線区画施設の存在によって明らかである。

外郭線には軍事的機能のほかに、国家による権威の誇示という大きな役割がある。既に述べてきたように、弘田柵における巨大な範囲を囲む外柵、外郭南門の左右にある石塁、外郭の門を中心とする櫓状建物や柱列の配置などは、被支配者層である蝦夷や在地官人に対して、国家がその威厳を誇示し、圧服するための舞台装置としての意義を多分に持っている。したがって外郭線はその性格に政庁と共通する政治的側面を持っていることになる。この二つの側面は、奥羽の政治情勢や、城柵の置かれた位置によって多様なあり方を示した。^(註62)

弘田柵の政庁や区画施設が、年代の推移とともに変遷して異なった姿を示す背景には、国家による蝦夷政策の変容が反映されている。外郭線では、全体が築地塀から材木塀に変わるA期とB期の間に最も大きな変化がある。外柵の維持を放棄した年代もそれに近いと考えられるので、ここに区画施設の変遷の上で大きな画期が認められる。

弘田柵が創建された直後の大きな政策転換として考えられるものに、藤原緒継と菅野真道によるいわゆる徳政相論がある。軍事（＝征夷）と造作（＝造都）を停廃するという、延暦24（805）年の桓武天皇による政策決定が、弘田柵の区画施設に見られる画期に関連しているのではないだろうか。

陸奥国で延暦22(803)年に築かれた志波城は、わずか10年足らずの後に水害を理由として便地に遷置されるが、その後身として築かれた徳丹城は、兵力の大幅な削減とその再配置を伴って、志波城よりもはるかに縮小された規模で建造され、9世紀半ばには廃絶する。このことは徳政相論後の大きな政治的変革によって説明される。^(註63)

熊谷公男氏は、文室綿麻呂による弘仁8(811)年の征夷によってそれまで続いた38年戦争が終結するのは、必ずしも中央政府の支配領域の拡大と安定的支配の達成によるものではなく、国家財政の窮乏、民衆の疲弊によるもので、中央政府が従来の蝦夷支配方式を放棄したからであるとする。その支配方式変換の現れとして、1. 志波城の移転に伴い、さらなる北進策は放棄され、胆沢城を中心とする支配体制の確立へ向かった。2. 弘仁の征夷自体、東国の兵力に依存せず、陸奥、出羽2万の兵力のみで実施した。3. 弘仁6(815)年に陸奥国の軍制が大幅に変更された。4. 国家主導による城柵設置地域への移民政策が停止された、などを挙げ、これらは中央政府がこれまでの蝦夷支配方式の根幹を変更したことを意味し、それまで巨額にのぼった正税の軍糧への支出の大幅な削減と相まって、国衙財政のあり方も征夷の終焉を境に根本的とも言うべき転換があったとする。^(註64)

また、熊田亮介氏によれば、9世紀以降、国家と蝦夷の間で朝貢制ないし貢納制と呼ばれる政治関係の重要性が格段に増大し、城柵は現地官人による私的交易の場としての性格も強めたことが、征夷の停止によって生じた新たな蝦夷問題であるという。^(註65)

払田柵の区画施設に見られるA期とB期の間の画期、さらには、政庁東方の官衙や外郭南門南東の官衙において、創建時に建造された比較的大型の建物に全く継続性がないことにも、徳政相論後の蝦夷政策の転換が反映しているのではなかろうか。^(註66)

払田柵は、創建時から大幅に規模を縮小された姿としてその後も維持され続けるが、政庁における最大の画期は第Ⅱ期と第Ⅲ期の間である。第Ⅲ期には政庁東西門が設置されて、第Ⅳ期まで政庁域が最大規模で維持される。年代は10世紀初頭から中葉までの間で、この頃に政庁の機能が増大したことが知られる。斉藤利男氏は、秋田城、胆沢城にも共通して認められるこの現象を、10世紀における新たな支配体制の構築に基づく見なし、その政庁が10世紀後半に至って一斉に廃絶する現象は、律令体制本来の服属儀礼の廃絶と、それに伴い支配のあり方にも大きな変化が起こったことに因ると推定している。^(註67)胆沢城在庁の奥六郡俘囚長安倍氏、秋田城在庁の山北三郡俘囚長清原氏は、10世紀の国家体制による北方政策の実施のうえに姿を現すという。^(註68)

政庁をはじめ、区画施設のあり方とその変遷は、中央政府による北方の支配体制のあり方とその変容に密接に結びついているのであろう。

註1 払田柵跡のある横手盆地の古代の遺跡から火山灰が検出されることがある。このうち、払田柵跡の南約20kmにある竹原窯跡では年代の異なる別々の火山灰が検出され、考古学的検討からも分析結果からも複数の種類が存在するとされる(秋田県教育委員会『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書XI―竹原窯跡―』1991年)。しかし、払田柵跡内の、殊に平坦な低地において自然堆積の状態と考えられる火山灰層は肉眼で見ると限り明らかに1枚である。

註2 このように、外郭線から内側に入り込んだ位置に造られる門が多賀城外郭線の東門と西門に見られる。多賀城では第Ⅲ期のうち9世紀初頭になるとこの形態に変わり、殊に東門の場合、Ⅰ・Ⅱ期の門から西へ

約80m移動させた上、築地塀を「コの字形」に屈曲させた位置に八脚門が造られる。この位置と構造の変化をもたらした要因には延暦21（802）年の胆沢城造営に伴う鎮守府の移転が考えられている（『宮城県多賀城跡調査研究所年報1994』）。そのほか宝亀11（780）年の伊治公弼麻呂の乱の経験により、軍事的性格が表れたとも考えられていて（石松好雄・桑原滋郎『大宰府と多賀城』 1985年）、そうであれば、払田柵の門は、防衛機能の面では、外柵よりも外郭線の方に重点が置かれていることが、門の形態から窺えよう。

註3 a 宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報1970』 1971年

b 宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報1973』 1974年

c 宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報1994』 1995年

ただし、南辺のS B 202 B築地塀の基底幅は3.1mである。

註4 a 秋田城跡調査事務所『秋田城跡 昭和51年度秋田城跡発掘調査概報』 1977年

b 秋田城跡調査事務所『秋田城跡 平成元年度秋田城跡発掘調査概報』 1990年

註5 a 盛岡市教育委員会『志波城跡－平成2年度発掘調査概報－』 1991年

b 盛岡市教育委員会『志波城跡－平成4年度発掘調査概報－』 1993年

註6 払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1976』 1977年

註7 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1989』 1990年

註8 『延喜式』巻第三十四 木工寮

註9 文部省『史蹟精査報告 第三 拂田柵趾・城輪柵趾』 1930年 ただし、3回の建て替えではなく、2本1単位の材木塀を南から北へ建て替えたとの認識である。

註10 阿部義平「古代の城柵跡について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第1集 国立歴史民俗博物館 1982年

註11 岩手県教育委員会『陸奥国徳丹城』 1972年

註12 註5 b文献。

註13 註2に述べたように、多賀城Ⅲ期の外郭東門では南北から直線的に造られた築地塀が門の方向に直角に曲折し、その屈折点に櫓状建物が付設される。これは門を正面から見た場合、払田柵における外郭線の門と同様の効果を合わせ持っていると考えられ、両者には年代、形態、機能の上で共通性がある。

註14 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1988』 1989年 この報告以降に使用。

註15 この土器の製作年代を8世紀第4四半期とする見解もある（利部 修「竹原窯跡の須恵器編年」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第7号 1992年）。

註16 平川 南「第7章 ホイド清水出土の木簡」『払田柵跡調査事務所年報1983』 1984年

註17 高橋 崇「再び「払田柵」出土木簡について」『アルテス・リベラレス』第35号 1984年

註18 新しいものでは、工藤雅樹『蝦夷と東北古代史』 1998年

註19 新野直吉・船木義勝『払田柵の研究』 1990年

註20 『払田柵跡Ⅰ－政庁跡－』ではS I 331・332・571竪穴住居は盛土整地地業や政庁建物の造営工事に携わった工人のものと推定している。

註21 a 註4b文献。

b 秋田城跡調査事務所『秋田城跡 平成二年度秋田城跡発掘調査概報』 1991年

c 小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 1992年

註22 上田三平『指定史蹟拂田柵趾』 1931年

また、新野直吉氏は「8世紀前半に横手盆地にたどり着き、雄物川河口を確保した国衙側が雄勝城などの前哨拠点を配し、小哨を置き、時として前哨中隊を駐屯させるようなことは、あったに違いない。したがってその時期の遺物も当然この遺跡には残されていることになる。」と述べている（新野直吉『古代東北史の基本的研究』 1986年）。鈴木拓也氏はこれらの遺物を第1次雄勝城から移転先の第2次雄勝城たる払田柵に持ち込まれたものと解している（鈴木拓也『古代東北の支配構造』 1998年）。

註23 『類聚国史』天長七年正月二十八日条

秋田大学工学資源学部の福留高明氏は地震活動を研究する立場から、霸別河の氾濫を遠隔地ではなく秋田城に近接した場所に求める（福留高明「古代秋田城下の大地震」『出羽路』第119号 1997年）。

註24 『日本文徳天皇実録』巻二 嘉祥三年十月十六日条

註25 『日本文徳天皇実録』巻二 嘉祥三年十一月二十三日条

註26 『日本三代実録』巻五十 仁和三年五月二十日条

註27 白鳥良一「多賀城跡出土土器の変遷」『研究紀要Ⅶ』 1980年

註28 秋田県教育委員会・払田柵跡調査事務所『払田柵跡Ⅰ－政庁跡－』 1985年

註29 伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸古代土器研究』第7号 1997年

註30 日野 久「秋田県 秋田城」『古代官衙の終末をめぐる諸問題－追加資料報告集－』 1994年

註31 a 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 政庁跡 本文編』 1982年

b 桑原滋郎「第四節 多賀城と東北の城柵」『多賀城市史』第1巻 原始・古代・中世 1997年

註32 後藤宙外「拂田柵趾の検討梗概」『高梨村郷土沿革紀』 1940年

註33 註22文献。

註34 註10文献。

註35 註19文献。

註36 桑原滋郎「東北城柵のいわゆる柵木について」『伊東信雄先生追悼 考古学古代史論攷』 1990年

註37 払田柵跡調査事務所年報1975『払田柵跡－昭和50年度発掘調査概要－』 1976年

註38 註21文献。

註39 外郭線区画施設の外に建物群がある例に郡山Ⅱ期官衙がある。櫓状建物を伴う材木塀と大溝からなる区画施設の南側に、官人の居宅と考えられる四面廂付建物や官衙関連施設が配置されている。木村浩二・長島栄一「郡山遺跡Ⅱ期官衙の様相」『第23回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 1997年

註40 河川敷の存在によって、現在確認されている官衙域が南方に広く展開することはいずれもあり得ず、丘陵裾部の狭い範囲に限られるであろう。外郭南門東方の官衙域は既にその東の限界もおおよそ判明している。

註41 註28文献。

註42 八木光則・似内啓邦「志波城跡の調査と整備」『日本歴史』第554号 1994年

註43 註7文献。

註44 外柵の存在理由を明確に述べているのは熊田亮介氏である。氏は「第三次胆沢侵攻戦の結果を踏まえて新たな第四次侵攻戦が計画され、陸奥国では胆沢・志波城の造営が行われるなど、侵攻戦に備えた準備が進められた。それに伴い出羽国でもそれを支援し、あるいは侵攻戦の波及に備える拠点として払田柵跡の造営が行われた。延暦二〇年（801）から延暦二一年（802）に掛けてのことであろう。払田柵跡が二重の区画施設を有して志波城と並ぶ東北最大級の規模をもち、柵の内部に河川を取り込んで造営されているのは、大量の人員と物資の輸送・集中・集積を予定してのことであろう」と述べている（熊田亮介「雄勝城と払田柵跡」『あきた史記 歴史論考集4』 1997年）。他に「秋田城と秋田郡」『秋田市史研究』第4号

1995年、「蝦夷と北の城柵」『古代王権と交流 3 越と古代の北陸』 1996年 でも同様の見解である。

註45 山中 章「桓武朝の社会」『考古学ジャーナル』第399号 1996年

註46 北 啓太「桓武天皇はなぜ蝦夷にこだわったか」『新視点 日本の歴史』第3巻 古代編Ⅱ 1993年

註47 註19文献。

註48 a 註21 b 文献。

b 註30文献。

c 小松正夫・松下秀博「文化財レポート 史跡秋田城跡の最近の発掘調査と整備」『日本歴史』第579号 1996年

註49 進藤秋輝「多賀城と遠朝廷」『都城における行政機構の成立と展開』 1997年

註50 註31 b 文献。

註51 宮城県教育委員会・多賀城跡調査事務所『多賀城跡 政庁跡 本文編』 1982年

註52 丹羽 茂「多賀城の官衙地域」『第23回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 1997年

註53 払田柵では、政庁か外郭線のどちらか一方が先に廃絶したことを示す明確な材料はない。

註54 今泉隆雄「東北の城柵はなぜ設けられたか」『新視点 日本の歴史』第3巻 古代編Ⅱ 1993年

註55 熊谷公男「古代城柵の基本的性格をめぐる」『国史談話会雑誌』第38号 1997年

註56 a 山中敏史「律令国家の成立」『岩波講座日本考古学』第6巻 1981年

b 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』 1994年

註57 佐藤 信「宮都・国府・郡家」『岩波講座日本通史』第4巻 古代3 1994年

註58 a 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」『東北古代史の研究』 1986年

b 今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」『北日本中世史の研究』 1990年

c 今泉隆雄「律令国家とエミシ」『新版古代の日本』第9巻 東北・北海道 1992年

註59 註54文献。

註60 平川 南「古代の城柵に関する試論」『原始古代社会研究』第4巻 1978年

註61 佐藤宗諱「日本古代の“城”についての覚え書き」『国立歴史民俗博物館研究報告』第10集 1986年

註62 註55文献。

註63 a 八木光則「志波城跡の構造と特質」『志波城跡Ⅰ』 1981年

b 阿部義平「徳丹城とその施釉瓦について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第6集 1985年

註64 熊谷公男「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第24号 1992年

註65 a 熊田亮介「蝦夷と古代国家」『日本史研究』第356号 1992年

b 熊田亮介「古代国家と蝦夷・隼人」『岩波講座日本通史』第4巻 古代3 1994年

註66 外郭面積は約163,000㎡である。阿部義平氏によれば、城柵の規模は大・中・小に3分類され、払田柵は郡山遺跡、徳丹城と並んで小の部類に入る（註63 b 文献）。

註67 斉藤利男「蝦夷社会の交流と「エゾ」世界への変容」『古代王権と交流Ⅰ 古代蝦夷の世界と交流』 1996年

註68 遠藤 巖「北の押え」の系譜」『アジアのなかの日本史Ⅱ 外交と戦争』 1992年